

財務省告示第四百二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十七年十月十七日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年十月十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二百三十七回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十七年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行	額面金額で八百億円
	め、公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五条第一項	うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に	ついては、額面金額で九十九億
	の公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）	用を「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行	九千六百万円、平成十七年度に
	十七年度における財政運営のた	機関は日本銀行とする。	の取扱い及び取得による発行	おける財政運営のため、公債の
	め、公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）	成十三年法律第七十五号。以下	額面金額で八百億円	発行の特例等に関する法律第二十
	め、公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）	社債等の振替に関する法律（平成	うち、財政法第四条第一項の規	条第一項の規定に基づき発行す

六 払込金額

七 最低額面金額

八 振替単位

九 発行日

十 集約価格

十一 利率

十二 経過利子の払込み

る利付国債については、額面金額で六百四十七万四千二百元、第六国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する利付国債につきは、額面金額で五十億二千九百八十万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十七年十月十七日
額面金額百円につき百円四銭

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(た

ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができ。

平成十八年四月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.2}{2} \times 1$$

十三	初期利子	平成十八年四月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。
十四	第二期利子	毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五	償還期限	平成十九年十月十五日
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	元利支	日本銀行
十八	払集期間	平成十七年九月三十日から平成十七年十月十一日まで
十九	払込期日	平成十七年十月十七日